

最高裁秘書第4056号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年11月30日付け（同年12月3日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第23号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）